

## 企業年金の財政運営等に係る緊急対策要望事項

世界的な金融危機に端を発し、実体経済が急速に悪化するとともに予想を超える企業業績の悪化が進展するなど、100年に一度ともいわれる市場の急速な変動に直面しています。このことは市場運用を前提とする企業年金資産にも深刻な影響を与えており、母体企業の業績悪化と相まって、企業年金をめぐる状況には極めて厳しいものがあります。

金融・経済の緊急事態に対応して、主要先進国の首脳は金融資本市場の安定化に全力を尽くすことを合意し、日本の金融庁は銀行の自己資本比率規制について、平成24年3月期決算までは有価証券の評価損を控除しない特例措置を講じました。また、政府、与党においても、今日の緊急事態に対応するため、減税や大幅な財政支出をはじめとする財政政策の発動を予定しています。企業年金についても、この事態の認識を明確に持ち、必要な緊急対策を早急に実施することが不可欠です。

また、本来企業年金は中長期的観点で市場運用を行うことにより、年金給付を安定的に行うことを使命としております。過去の経験に照らしてもALMに基づき安定的な運用を行えば、一時的に大きな損失があっても中長期的には十分その使命を果せるものと考えています。

しかしながら、現行の企業年金の財政運営基準は、中長期的運営を前提としつつも、毎年度の決算で一定の不足が生じた場合に掛金引上げを求めるなど、比較的安定した市場環境を前提とし、毎年度の対応を必要としたものとなっています。現下の市場は、予想を超えたボラティルなものとなっており、現在の財政運営基準が想定するものと全く異なった姿となっております。母体企業の業績も悪化しているなかで、こうした基準を厳格に当てはめることは、短期的観点に立った企業年金の廃止・見直し論議を引き起こし、年金受給権者の生活を脅かしかねません。

企業年金は、公的年金を補完して従業員の老後の生活を保障する役割を果たすとともに、企業にとって有為な人材を確保し、企業を活性化する重要な役割を果たしており、公的年金とともに日本社会の安定に大きく寄与しております。

企業年金がこれまでどおりの中長期的な観点に立って資産運用及び財政運営を行い、引き続き期待されている社会的役割を果せるように、別添に掲げる緊急事態に対応するための必要な対応をお取りいただき、関係者一同力を合わせてこの危機を乗り切ることができるよう、お願い申し上げます。

別添要望の中で、臨時的措置に掲げているものは、今回の未曾有の緊急事態を乗り切るための特別の措置として実現をお願いするものです。また、恒久的措置に掲げているものは、運用環境のボラティリティが高まる中で中長期的な観点に立った企業年金の財政運営を可能とするよう、改善をお願いするものです。これらはいずれも企業年金の存続、年金受給権の維持に直結する問題であり、可及的速やかに実現に向けた検討をお願いする次第です。

さらに、財政運営基準のほか、今後企業年金が本来の使命を果す上で、

- 1 特別法人税の撤廃
- 2 積立不足防止を目的とする積立余剰形成のための拠出弾力化
- 3 給付減額の手続の簡素化
- 4 継続・非継続の財政運営基準の簡素化に向けた検討

なども重要な検討課題になってくるものと考えております。これらについても、企業年金制度の維持、受給権者の保護の観点から、別添緊急要望事項と併せ、中長期的視野に立って具体的に検討いただきますよう、お願いいたします。

平成 21 年 2 月 3 日

企業年金連合会  
理事長 徳永 哲男

厚生労働省年金局長  
渡邊 芳樹 殿

## 企業年金の財政運営に係る緊急対策要望事項

## . 臨時的措置

- 1 . 企業年金存続を前提とした長期運営計画の作成を条件に、掛金変更に係る規約変更を平成 2 5 年 3 月 3 1 日まで凍結できることとする。  
(厚生年金基金、確定給付企業年金)

世界的金融危機という異常事態時において日本経済は深刻な不況に陥っていること、また、企業年金の運営は中長期的な視点に立って行われるものであることを踏まえ、企業年金存続を前提とした長期運営計画の作成を条件に、掛金引上げを最長 3 年間凍結できることとする。

(なお、現行ルールに則り、凍結中において各企業年金の判断により財政計算を行うことで掛金を見直すこともできる。)

- 2 . 平成 2 0 年度末の累積不足金について、一時に処理するのではなく、一旦調整金勘定に計上し、その後弾力的に償却できることとする。  
(厚生年金基金、確定給付企業年金)

平成 9 年度の簿価から時価への移行時に設けられた「移行調整金勘定」の仕組みに倣い、平成 2 0 年度末の累積不足金について、例えばその 9 0 % を「特別調整金残高」として資産勘定に計上し、平成 2 1 年度から 9 年間で償却 (費用勘定：特別調整金取崩額) できることとする。

- 3 . 平成 2 0 年度末を基準日とする財政再計算を行った場合に、不足金全額を解消するように掛金を計算するのではなく、許容繰越不足金を超える不足金のみを解消するような掛金計算も行えることとする。  
(厚生年金基金、確定給付企業年金)

財政再計算を行った場合は、不足金の全額を償却するよう掛金計算を行うこととされている。

しかしながら、長期運営という企業年金の特性を十分に踏まえ、また、日本経済の深刻な状況を鑑み、平成20年度末を基準日とする財政再計算を行った場合は、次回財政再計算までの間は、許容繰越不足金を超える不足金についてのみ掛金（特別掛金）の計算対象とすることもできることとする。

4．財政運営の均衡を維持し、厚生年金基金の長期的な観点から安定的な財政運営を行えるよう、1年9ヶ月の「期ずれ」を織り込んだ掛金計算も行えることとする。（厚生年金基金）

例えば給付設計を変更する際は、変更後の制度から推計される財政状況に対応するよう掛金が計算される。

このように掛金計算とはそもそも将来推計を踏まえて行われるものであり、掛金計算基準日から1年9ヶ月後の最低責任準備金を概ね評価することは可能であることから、期ずれに対する抜本的な対応が図られるまでの当面の措置として、この評価を織り込んだ結果の積立不足額に基づいて特別掛金を計算することもできることとする。

## ・恒久的措置

1．現在、3年から20年の範囲とされている過去勤務債務の償却期間について、企業の実情に応じて、より早期に年金財政の健全化を図ることや、より柔軟な償却が可能となるよう、償却中のもも含めて1年から30年の範囲に拡大する。

(厚生年金基金、確定給付企業年金)

過去勤務債務については3年以上20年以内の範囲内で償却することとされているが、企業年金を実施する企業が、年金財政の健全性の観点から過去勤務債務の一括償却を選択することや、掛金負担能力に対応したより柔軟な償却を選択できるよう、過去勤務債務の償却期間を1年から30年の範囲に拡大することとする。

2．継続基準に抵触した場合に、不足金全額を解消するように掛金を計算するのではなく、許容繰越不足金を超える不足金のみを解消するような掛金計算も行えることとする。

(厚生年金基金、確定給付企業年金)

責任準備金に対する不足金が許容繰越不足金を超えた場合、不足金の全額を償却するよう掛金計算を行うこととされている。この許容繰越不足金という一定のバッファは、「少なくとも5年に一度定期的に行われる財政再計算で掛金引上げが可能な範囲」又は「時価資産の変動幅を勘案したもの」のいずれかとされている。

しかしながら、定期的な財政再計算において不足金は解消されることから、継続基準に抵触した場合は、許容繰越不足金を超える不足金についてのみ掛金(特別掛金)の計算対象とすることもできることとする。

3．数理的評価を採用した場合に、時価の短期変動を平滑化するという目的が十分達成できるよう、現行の平滑化期間を延長するとともに、許容乖離率を拡大する。

(厚生年金基金、確定給付企業年金)

企業年金の積立金の評価については、時価評価のほか、一時的な市場変動や急激な資産価値の増減などにより長期的に安定した財政運営が困難にならないよう、数理的評価を選択して時価の短期変動を平滑化することが認められているが、企業年金の資産運用におけるボラティリティは大幅に増大していることから、数理的評価を採用する場合の平滑化期間(5年)を延長するとともに、時価との許容乖離率(時価の15%)を拡大する。

4．厚生年金基金において数理的評価を採用した場合の効果が十分反映されるよう、資産評価調整科目を資産側に加減する仕組みに改める。

(厚生年金基金)

厚生年金基金の継続基準の財政検証において、負債にあたる責任準備金は、資産評価調整加算額(数理的評価が時価評価を上回った額)が除かれたものとなっている。このように数理的評価の効果は、資産を増加させるのではなく負債を減少させることで表れる仕組みとなっている(確定給付企業年金は、資産を増加させる仕組み)。

しかし一方で、責任準備金の下限は最低責任準備金とされていることから、数理的評価を採用した効果が十分に反映されない(負債である責任準備金について、資産評価調整加算額分を減少させると下限を下回ってしまう)場合がある。については、確定給付企業年金の場合と同様に、資産評価調整科目を資産側に加減することで、数理的評価の効果が十分反映される仕組みとする。